⑽　本工事は、入札時に技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格において、「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑿　本工事は工事しゅん功、引渡の後、改造・修理に関する基本契約を締結する対象工事である。

⒀　契約制限価格を上回った場合の取扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⒁　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⒂　本工事は、電子契約によることができる。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」で格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」で格付けされている者であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」で格付けされている者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,050点以上の「交通情報設備工事」で格付けされている者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　施工実績　平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

ア）単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績

水噴霧装置（スプリンクラー装置）を有する道路トンネルの新規建設において、次の①から③の何れかの装置について、機器の製作（製造委託を含む）、機器の設置及び試験調整を実施した工事

①　監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

②　ラジオ放送の再提供を行う受信及び送信機能を有する装置、若しくは電波法で定める無線局種別が特別業務の局又は基地局において無線通信を行う装置

③　非常電話装置（通信ケーブルの敷設を含む）

イ）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

公共的施設（道路、鉄道、地下街等）において、次の①から③の何れかの装置について、機器の製作（製造委託を含む）、機器の設置及び試験調整を実施した工事

①　監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

②　ラジオ放送の再提供を行う受信及び送信機能を有する装置、若しくは電波法で定める無線局種別が特別業務の局又は基地局において無線通信を行う装置

③　非常電話装置（通信ケーブルの敷設を含む）

⑸　主要機器　当該工事における主要機器の製造予定業者は①の実績を有すること。

②及び③については体制を有すること。

なお、主要機器は「ＣＣＴＶ設備」とする。

①　平成16年度以降の下記に示す納入実績

納入実績

監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

②　主要機器に対する保守技術支援体制

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

③　主要機器の改造・修理に関する基本契約の受注体制

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。